

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和4年 月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和4年2月3日	広島県知事（般－28）第26610号	岡本技建	岡本 孝	広島県呉市 両城2－23－2	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年2月4日	広島県知事（般－1）第39325号	(株)一心工業	古屋 智洋	広島県広島市安佐北区 可部5－5－2	一部廃業	土、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、水、解
令和4年2月18日	広島県知事（般－30）第36658号	建築業モリワカ	森若 節雄	広島県豊田郡大崎上島町 東野1380－1	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年2月18日	広島県知事（般－29）第36520号	(株)ジェイネス	松田 博	広島県広島市中区 大手町2－7－2－9F	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年2月18日	広島県知事（般－3）第26073号	(有)カーブハウジング	内田 敬太	広島県広島市安芸区 矢野西3－46－23	一部廃業	大、屋、タ、内
令和4年2月24日	広島県知事（特－29）第1217号	藤原メセナ建設(株)	藤原 忠治	広島県東広島市 志和町志和東2883	一部廃業	建、電
令和4年2月28日	広島県知事（般－1）第39374号	(株)熊谷建設	熊谷 充啓	広島市佐伯区 河内南1－13－6	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年2月28日	広島県知事（般－2）第27810号	(有)吉川工務店	吉川 直之	広島県広島市安芸区 中野東6－24－14	一部廃業	建、内
令和4年2月28日	広島県知事（般－2）第33117号	タニマ工業(有)	熊谷 充啓	広島県広島市佐伯区 河内南1－13－6	一部廃業	土、と

「土」土工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業